

# 第 3 回池袋地区駐車地域ルール運用委員会資料

## 【池袋地区駐車地域ルール適用範囲の拡大の検討について】

---

### 目次

---

	Page
I. 池袋地区駐車地域ルール運用委員会のこれまでの流れ	01
II. 池袋地区駐車地域ルールの適用範囲の拡大についての昨年度の検討内容	02
III. 本年度の検討内容および調査の実施内容	05

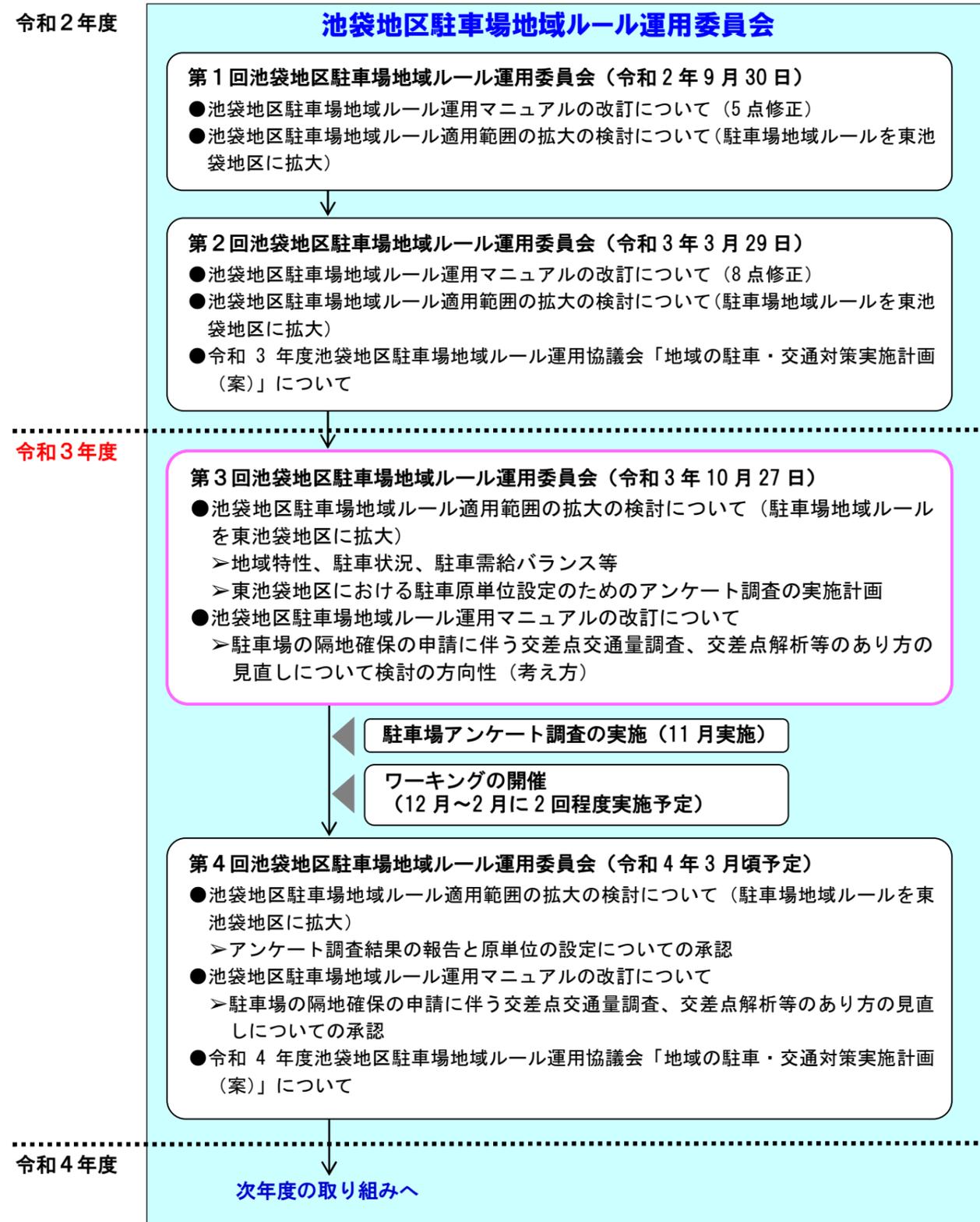
---

令和 3 年（2021 年）10 月 27 日  
豊島区 都市整備部 都市計画課

# 1. 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のこれまでの流れ

## 1. 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のこれまでの流れ

### (1) 駐車場地域ルール運用委員会の検討の流れ



### (2) 駐車場地域ルール運用委員会のメンバー

池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のメンバー	
委員長	大沢 昌玄（日本大学 理工学部 教授）
副委員長	小嶋 文（埼玉大学 教授）
委員	警視庁（本庁・所轄警察署） 東京都 地元（商店会・町会） 豊島区
オブザーバー	国土交通省 東京都道路整備保全公社

## 2. 昨年度の検討概要と本年度の取り組み概要

### <昨年度(2020年度)の検討概要>

運用マニュアルの改訂	駐車場地域ルール適用範囲の拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運用マニュアルの改訂（記載内容の加筆修正等）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢令和2年7月改訂</li> <li>➢令和2年9月改訂</li> <li>➢令和3年3月改訂</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場地域ルールの適用範囲を東池袋地区へ拡大することについて考え方を整理</li> <li>➢東池袋地区へ拡大の必要性、検討項目、検討フロー等について整理</li> </ul>

### <本年度(2021年度)の検討概要>

運用マニュアルの改訂	駐車場地域ルール適用範囲の拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場の隔地確保を申請する際の添付資料(交差点交通量調査、交差点解析)のあり方について、影響が軽微な場合など、申請事業者にとって過度な負担とならないよう、運用マニュアル等の見直しを検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年度に引き続き、駐車場地域ルールの適用範囲を東池袋地区へ拡大することについて検討する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢地域特性、駐車状況、駐車需給バランス等の整理</li> <li>➢東池袋地区における駐車原単位設定のためのアンケート調査の実施</li> <li>➢東池袋地区における駐車原単位の設定</li> </ul> </li> </ul>

↓

『東池袋地区駐車場地域ルール策定WG』で詳細を検討

図 これまでの検討経緯と今後の流れ

## II. 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大についての昨年度の検討内容

### 1. 駐車場地域ルールの東池袋地区への適用範囲拡大の必要性

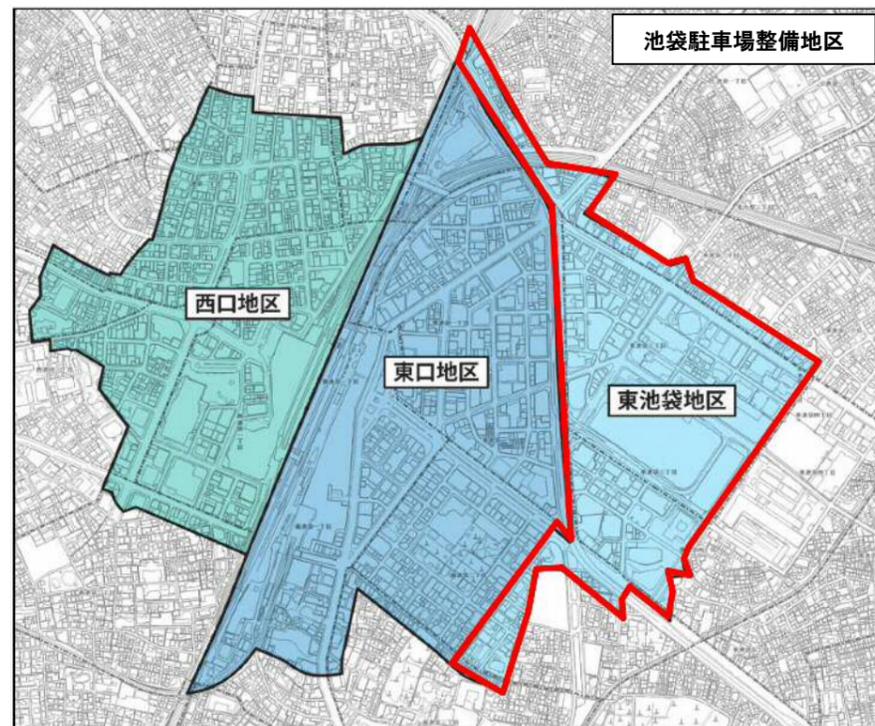
#### <池袋地区の駐車特性と課題>

- 地区全体では、現状においても駐車場供給量に十分な余裕があるが、休日の買い物娯楽等目的の需要が東口駅前地区に集中しているなど、地区ごとに需要と供給の位置的なアンバランスが生じている。
- 荷さばき車両が利用しやすい駐車場が少なく、需要が高い場所に駐車場がないため、貨物車の路上駐車が多く、歩行空間の安全性低下、景観の悪化などを招いている。

#### <東池袋地区での駐車場地域ルールの必要性>

- 池袋地区における地域ルール導入の検討時では、特に緊急性が高い東口地区及び西口地区に絞って策定する流れとなっており、東池袋地区においては今後検討していくとしていた。
- 東池袋地区は、過年度の調査結果から、乗用車の駐車需要は低く、駐車場は十分余裕がある状況であり、大規模開発や建て替え等の際に、都条例の基準どおりに附置義務駐車場整備を行うと、駐車場の余剰がさらに拡大する懸念がある。
- また、東池袋地区は、東口地区の建物から 300m の範囲に入る場合が多いため、東口地区の駐車施設の隔地先として活用することが期待される。

上記のことから、東池袋地区への地域ルールの導入について、今後検討していく必要があると考えられる



【東口地区及び西口地区】  
令和2年度3月策定  
令和2年10月1日運用開始

【東池袋地区】  
今後検討予定

図 池袋駐車場整備地区における駐車場地域ルールの策定状況

### 2. 検討フロー

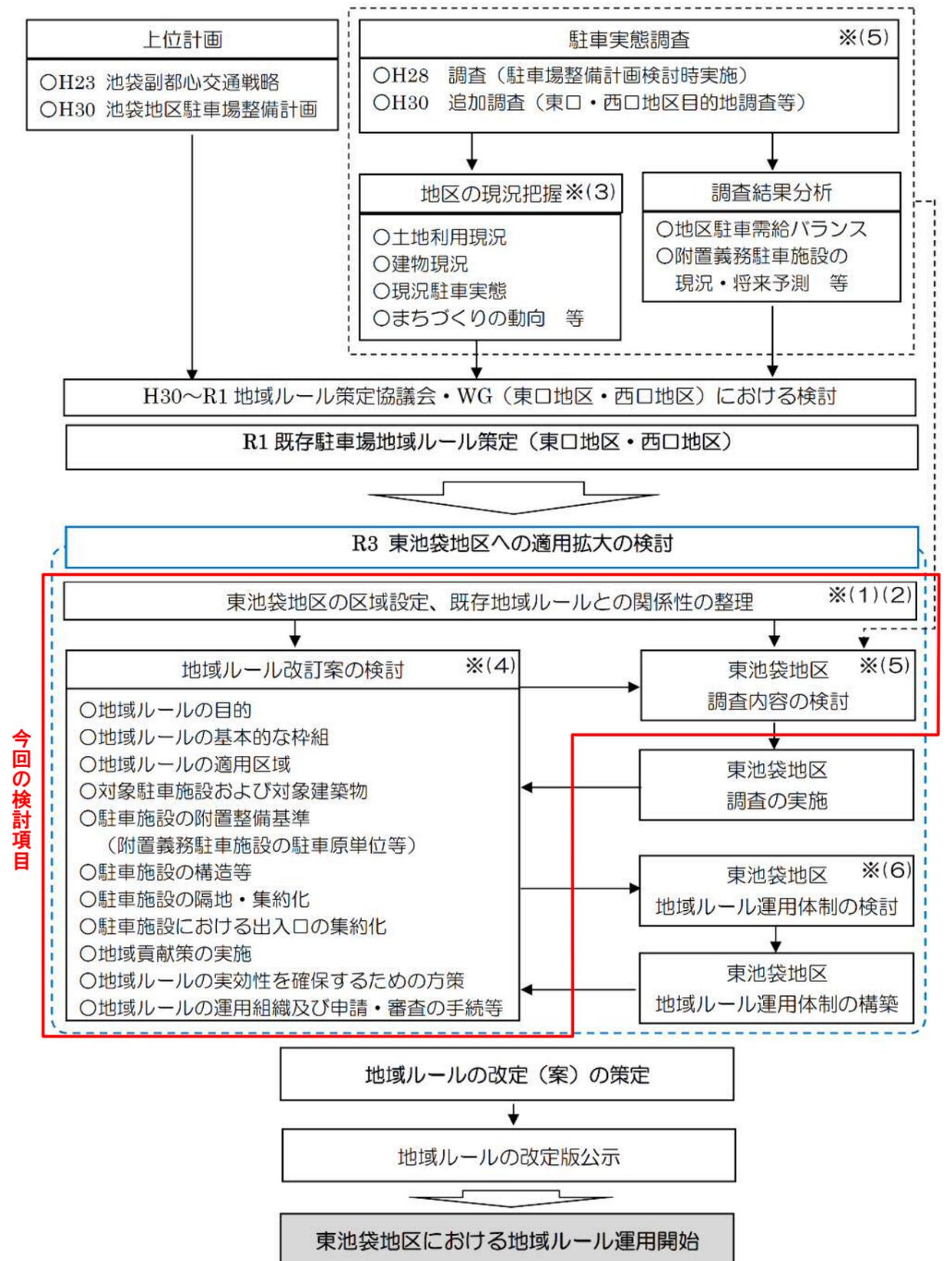


図 東池袋地区駐車場地域ルール策定にあたっての全体フロー

### 3. 駐車場地域ルールを東池袋地区へ拡大するにあたっての地区設定の検討について

#### (1) 地区の設定について

- 上位計画である「池袋地区駐車場整備計画」では、土地利用や駐車特性から 5 つの地区に分割し、それぞれの地区における駐車実態の把握や将来の駐車需要の予測などを行い、整備の基本方針を定めている。
- 今回、地域ルールを新たに検討するのは、既にルールを策定した 4 つの地区の残りである「東池袋地区」であるが、当該地区は幹線道路から外れた一部のエリアが入っていることや、集合住宅が多く立地しているエリアも多いことから、地区全体としてルールを作ることが妥当かどうか検討する必要がある。

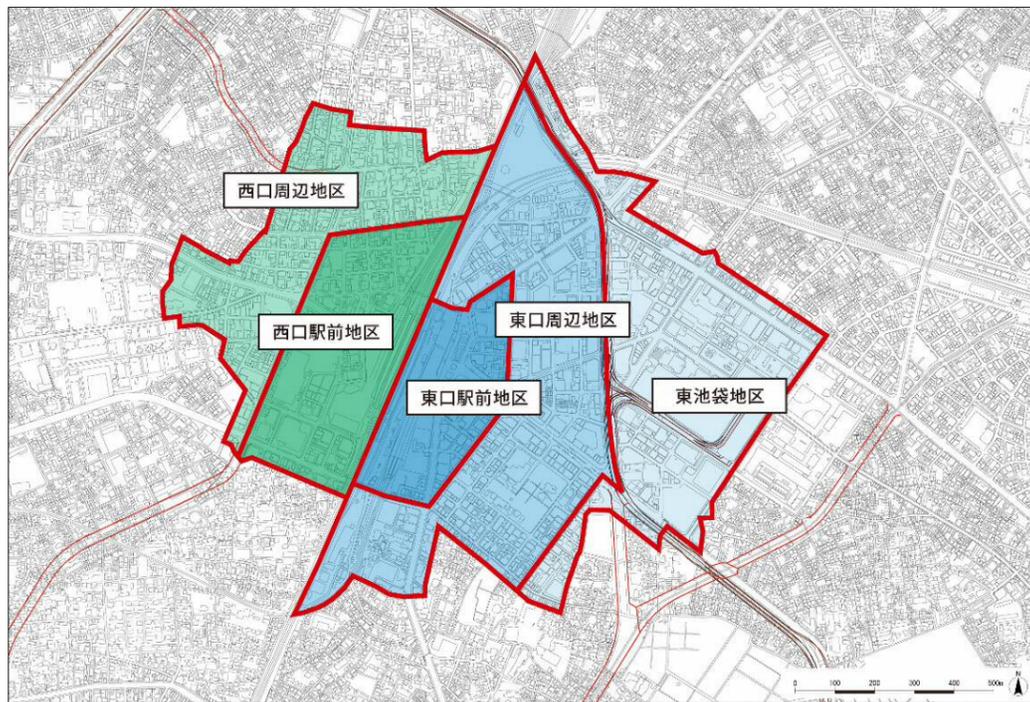


図 池袋駐車場整備計画の範囲

#### (2) 既存の地域ルールとの関係性の整理について

- 現在運用している「池袋地区駐車場地域ルール」は、「西口地区（西口駅前地区+西口周辺地区）」「東口地区（東口駅前地区+西口周辺地区）」の 2 つのエリアに区分し、それぞれの駐車施設の需給等を検討したうえで、地区の駐車原単位を別々に定めている。当初は東西に分けて運用することも想定していたが、現時点では 2 つのエリア全体で運用を行っている。今回検討する「東池袋地区」についても、ルールを作るエリアを地区全体とする場合、地区の一部で作る場合のいずれにおいても、駐車原単位を定めることが想定されるが、当該エリアのみで検討すべきか、「東口地区」に含めたエリアとして検討すべきかなどの判断が必要となる。また、単独で駐車場地域ルールを策定することも可能なため、今後の運用のことも含め、既存の地域ルールのエリア拡大とすることが望ましいかどうか併せて判断する必要がある。

### 4. 東池袋地区の駐車の実況等

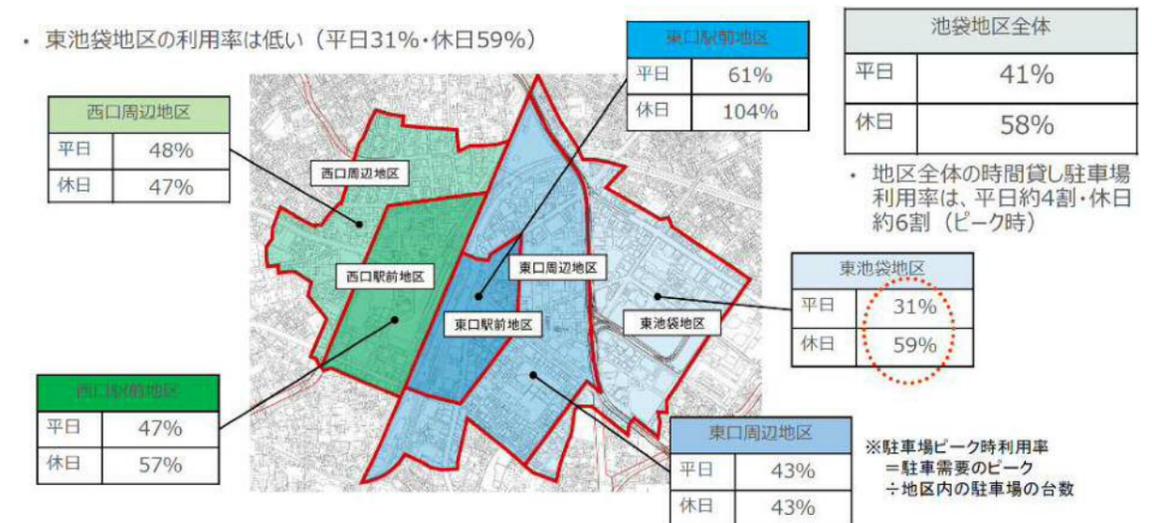
【土地利用】 サンシャインシティが立地し、周辺は業務施設が多く立地している。

【駐車場の整備状況】 サンシャインパーキングが立地し、周辺も時間貸しや業務系駐車場が多く立地している。また外周部は集合住宅が立地している。

【駐車の実況】

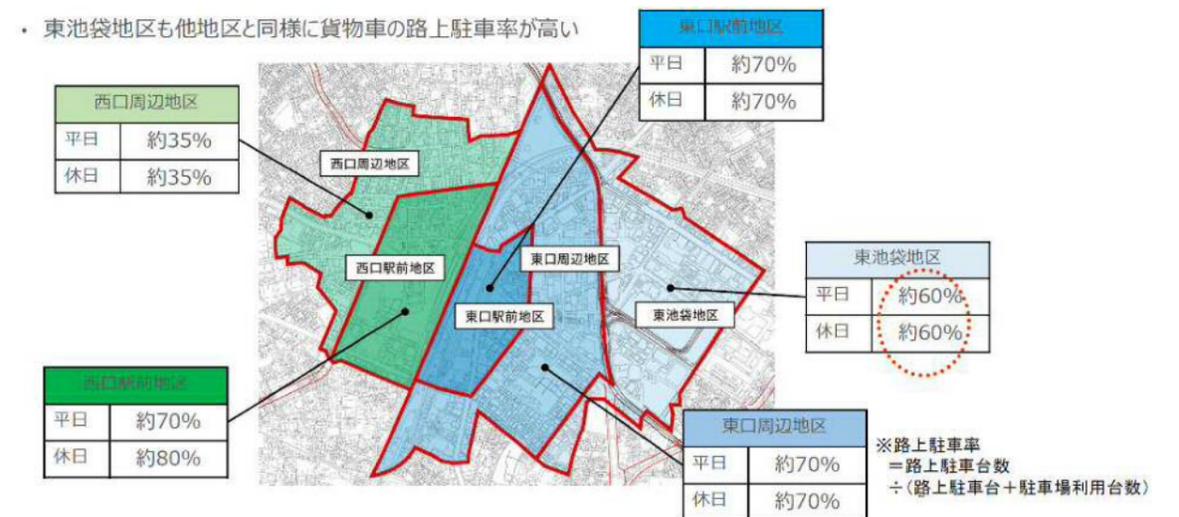
- 東池袋地区の時間貸し駐車場のピーク時利用率は、平日 31%、休日 59%となっており、地区全体では駐車施設に余剰が生じている。
- 貨物車の路上駐車率（駐車需要のうち路上駐車をしている割合）は、東池袋地区においても平日・休日ともに 60%となっており、他地区と同様に貨物車の路上駐車率が高い状況である。

#### <池袋地区の駐車実況（時間貸し駐車場ピーク時利用率）>



資料：平成 28 年度駐車実態調査

#### <池袋地区の駐車実況（貨物車の路上駐車率）>



資料：平成 28 年度駐車実態調査

## 5. 地域ルール of 項目の確認について

- 既に策定している地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目（下記参照）について、東池袋地区に適用した場合の検討を行うとともに、改訂が必要な項目を確認する。

### <地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目>

- 地域ルールの目的
- 地域ルールの基本的な枠組
- 地域ルールの適用区域
- 対象駐車施設および対象建築物
- 駐車施設の附置整備基準
- 駐車施設の構造等
- 駐車施設の隔地・集約化
- 駐車施設における出入口の集約化
- 地域貢献策の実施
- 地域ルールの実効性を確保するための方策
- 地域ルールの運用組織及び申請・審査の手続

## 6. 調査内容の検討について

- 平成 28 年度に当該地区の駐車実態調査を豊島区で実施しており、基礎的な駐車に関するデータは保有している。このため、前述のフローのとおり、まず保有しているデータを再度確認し、不足しているデータなどを整理した上で、今回の東池袋地区におけるルールを作成するにあたって、必要となる調査の内容を検討する。

## 7. 検討体制（ワーキンググループの設置）について

- 本委員会の下部組織として、学識経験者、地元の代表者（商店会・町会・事業者等）、関係行政機関などで構成されるワーキンググループ（WG）を設置する。
- WG で検討された地域ルールの改定案は、本委員会で決定する。

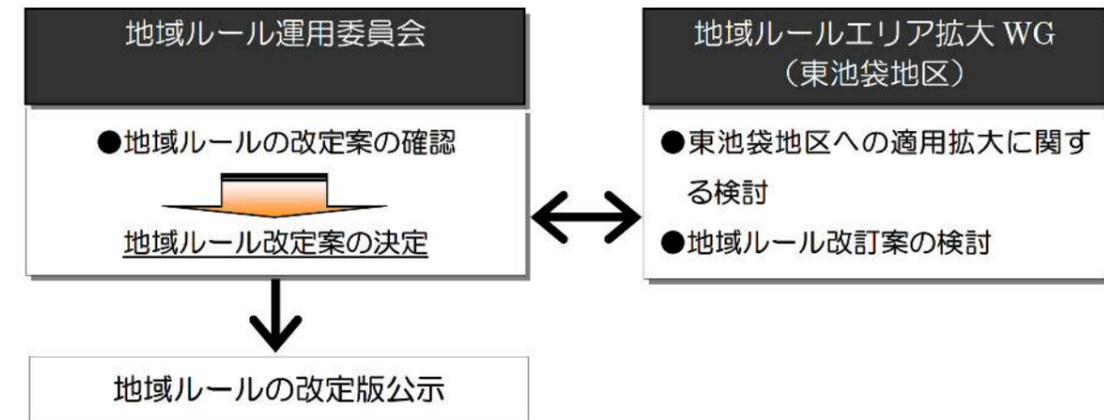


図 駐車場地域ルールの東池袋地区への適用範囲拡大の検討体制

## 8. 検討スケジュール（イメージ）

- 令和 3 年 4 月～8 月 : ルール作成に向けた調査の実施の検討
- 令和 3 年 9 月～10 月 : ルール作成に向けた調査の実施
- 令和 3 年 10 月 : 第 3 回運用委員会（ワーキンググループ設立の承認）
- 令和 3 年 11 月 : 第 1 回 WG（区域拡大の検討）
- 令和 4 年 1 月 : 第 2 回 WG（要綱及び運用マニュアル改定案）
- 令和 4 年 3 月 : 第 4 回運用委員会（要綱及び運用マニュアル改定案の承認）

### Ⅲ. 本年度の検討内容および調査の実施内容

#### 1. 地区の設定等について

##### (1) 土地利用状況、用途地域

- 上位計画である「池袋地区駐車場整備計画」（以下、「駐車場整備計画」という）は、「池袋駐車場整備地区（以下、「駐車場整備地区」という）」に対して定められており、駐車実態や駐車需給バランス等については土地利用や駐車特性から5つの地区に分割して整理しているが、5つの地区で駐車需給バランスの状況は同様であることから、基本方針や目標、路外駐車場の整備に関する施策など、駐車場整備地区全体として設定している。
- 上記を踏まえると、駐車場地域ルールも駐車場整備計画に則して、駐車場整備地区の範囲で定めることが適当であると考えられる。
- なお、土地利用状況について、駐車場整備地区を定める際に検討が行われており、商業施設や事務所施設が密集するエリアとして当該範囲が設定されている。（駐車場整備地区の範囲を境に商業施設や事務所施設の密集するエリアと住居等が多いエリアとで土地利用が分かれている）
- また、用途地域についても、駐車場整備地区内は商業地域となっており、東口地区、西口地区、東池袋地区は同様の用途地域となっている。

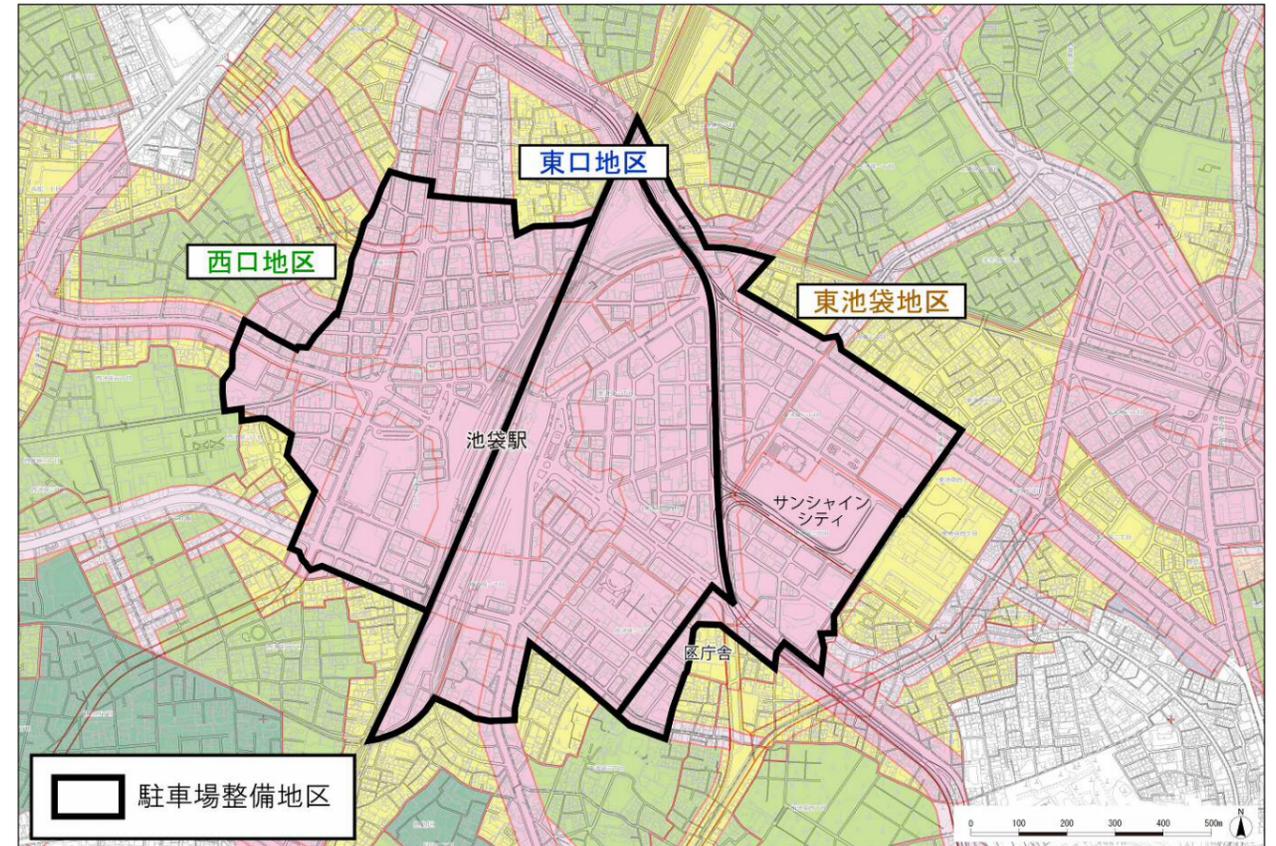


図 池袋駅周辺の用途地域

##### (2) 東池袋地区の駐車場地域ルールの運用体制

- 現在の駐車場地域ルールは、東口地区と西口地区で運用のスキームが同じであり、東池袋地区も東口地区、西口地区と一体的に運用した方が効率的である。
- また、現時点では、東池袋地区内で地域ルールを適用する開発が見込まれておらず、収支の面でも独立させることが難しい。
- 上記を踏まえると、東池袋地区の地域ルールの運用は、東口地区、西口地区と一体として運用することが適当であると考えられる。

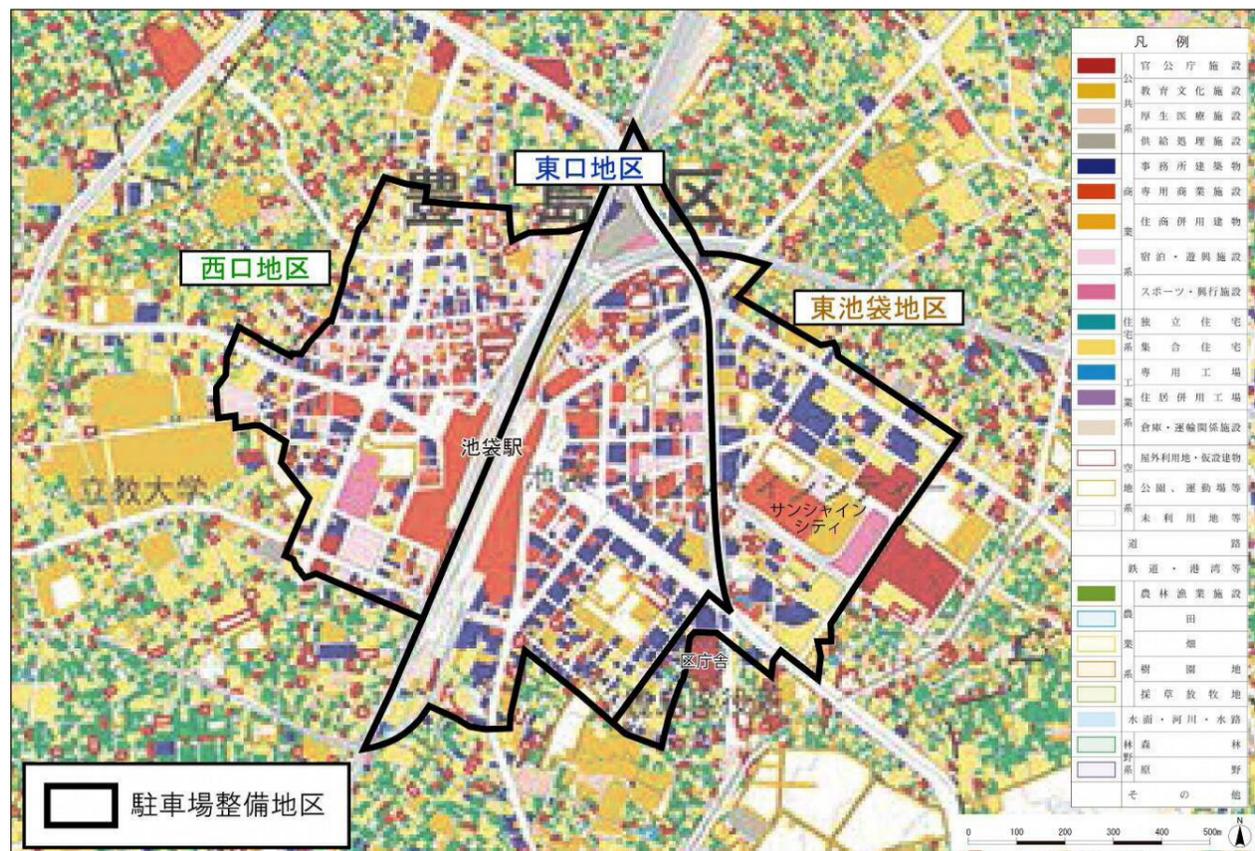


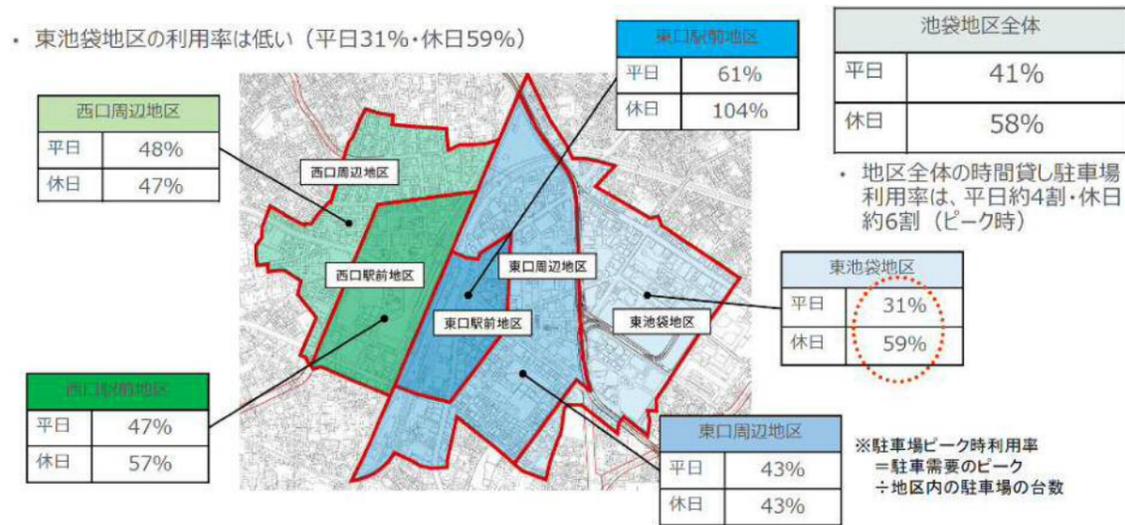
図 池袋駅周辺の土地利用

出典：東京都土地利用現況図／東京都都市整備局，平成28年現在

### (3) 駐車状況

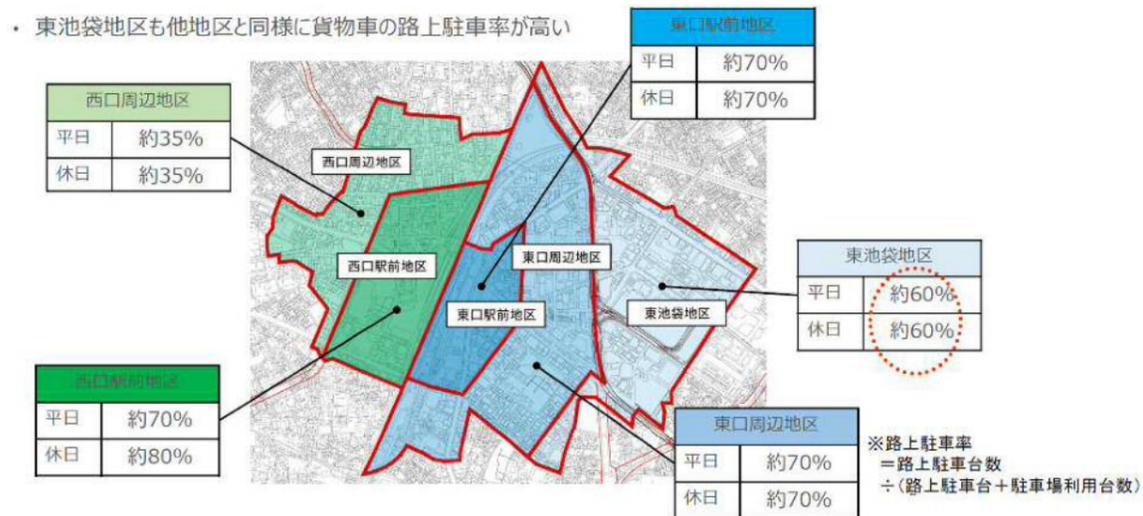
- 現在の駐車場地域ルールは、東口地区と西口地区を適用範囲としているが、駐車状況は、東口地区と西口地区の違いと、東池袋地区と東口地区または東池袋地区と西口地区の違いとで、特筆するほどの差はない。
- したがって、あえて東池袋地区だけ別立てで地域ルールを策定する必要性は低いと考えられる。

#### <池袋地区の駐車現況（時間貸し駐車場ピーク時利用率）>【再掲】



資料：平成 28 年度駐車実態調査

#### <池袋地区の駐車現況（貨物車の路上駐車率）>【再掲】



資料：平成 28 年度駐車実態調査

### (4) 駐車需給バランス

- 将来（駐車場整備計画の目標年次の 2035 年度）における路外駐車場の需給バランスは、東口地区、西口地区、東池袋地区ともに概ね同程度であり、供給が需要を上回ると予想される。
- したがって、東池袋地区だけ別立てで地域ルールを策定する必要性は低いと考えられる。

表 現況の駐車需給バランス

(現況：2016 年度)

		現在の需要(台)		現在の供給量(台)	現在の需給バランス(需要/供給)
		平休別の需要	平休のうち最大値		
東口地区	平日	1,544	1,810	3,824	47%
	休日	1,810			
西口地区	平日	1,562	1,655	3,479	48%
	休日	1,655			
東池袋地区	平日	1,911	2,646	4,281	62%
	休日	2,646			
合計	平日	5,017	6,111	11,584	53%
	休日	6,111			

出典：池袋地区駐車場整備計画/豊島区，平成 30 年 4 月

表 将来の駐車需給バランス

(将来：2035 年度)

	現在の需要(台)	将来増加する需要(台)	将来の需要(台)	将来の供給量(台)	将来の需給バランス(需要/供給)
東口地区	1,810	2,252	4,062	6,036	67%
西口地区	1,655	967	2,622	5,307	49%
東池袋地区	2,646	0	2,646	5,289	50%
合計	6,111	3,219	9,330	16,632	56%

出典：池袋地区駐車場整備計画/豊島区，平成 30 年 4 月

#### <結論>

以上(1)～(4)の結果により、

- 東池袋地区への地域ルールの導入は、地区全体として（駐車場整備計画の範囲で）定めることとし、既存の「池袋地区駐車場地域ルール」の適用範囲を拡大することで導入することとする。
- また、東池袋地区の地域ルールの運用は、東口地区、西口地区と一体として運用することとする。

※上記については、平成 28 年度（2016 年度）時点の駐車需要を基に将来需要量を想定している。現在の駐車需要は、コロナ禍の影響等により以前の需要までは回復していないものと想定されることから、上表の将来需要に対して、将来の供給量は安全側（需要<供給）な台数と考えられる。

<参考> 駐車場整備計画策定時（平成 30 年）における将来の駐車場供給量と駐車需要の推計手法

① 将来の駐車場供給量の推計の考え方

- ・将来の駐車場の供給量は、現在の供給量に加え、将来（目標年次までに）整備されることが想定される駐車場について推計した。
- ・将来整備されることが想定される駐車場は、①現在計画されている開発で整備される駐車場と②駐車場整備地区内の建物のうち、将来（目標年次）時点で築 45 年を超える建物が建替えると想定して、この建替えに伴って東京都駐車場条例による附置義務台数を整備したと仮定して推計した。

$$\text{将来供給量} = \text{現在の供給量} + \text{①開発により整備される駐車場} + \text{②築 45 年を超える建物の建替えにより整備される駐車場}$$

【建て替え時期の考え方】

「財務省・PRE 戦略検討会における有識者ヒアリング（早稲田大学・小松）／平成 22 年 10 月 21 日」で示された以下の建物の平均寿命を参考に、建て替え時期を 45 年と設定した。

構造・用途	1997 調査		2005 調査
	全国（除東京都）	東京特別区	全国
RC 造事務所	45.63 年	45.61 年	51.39 年
RC 造共同住宅	45.26 年	43.23 年	45.17 年

出典：「財務省・PRE 戦略検討会における有識者ヒアリング資料／早稲田大学・小松，2010.10.21」より抜粋

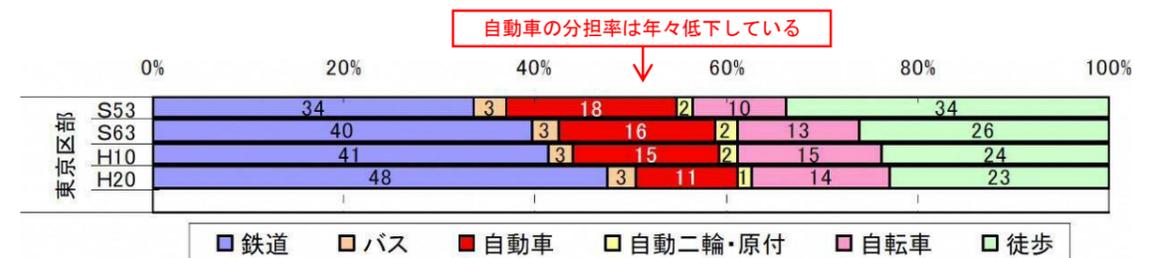
【将来の駐車場供給量に見込んでいる再開発】

- ・西口再開発
- ・東口再開発（北街区）
- ・東口再開発（南街区）
- ・パルコ・西武
- ・旧西武本社ビル建替
- ・旧区役所周辺開発（ハレザ池袋）

② 将来の駐車需要の推計の考え方

- ・将来の駐車需要は、現在の駐車需要に加え、将来（目標年次までに）整備予定の開発を対象に、この開発により増加が見込まれる駐車需要について推計した。
- ・将来（目標年次）時点で築 45 年を超える建物の建替えによる駐車需要の増加については、建替えによる床面積の増加及び床用途の変更はないものと仮定し、本検討においては建替えによる駐車需要の増加はないものとして推計した。
- ・また、少子高齢化や人口減少などの社会情勢や近年東京区部では自動車保有率は右肩下がりであり交通手段における自動車分担率も低下していることなどから、単独の建替えによる駐車需要の増加はないと想定した。
- ・再開発の駐車需要については、附置義務台数分の需要の増加があると仮定し算定した。

$$\text{将来需要量} = \text{現在の駐車需要} + \text{開発により増加する駐車需要}$$



出典：第 5 回（H20）東京都市圏パーソントリップ調査

図 東京区部の代表交通手段分担率（発生集中量ベース）

出典：第 7 回池袋副都心交通戦略委員会資料／平成 29 年 3 月 29 日

## 2. 地域ルールの方項目の検討

- 現行の地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目について、東池袋地区に適用した場合に改訂が必要な項目を確認した。
- 確認の結果、改訂が必要な項目を以下の表のとおり整理した。
- 基本的な考え方としては、東口地区と西口地区で各々に定めている事項については東池袋地区も別途定める（改定する）こととし、池袋地区全体に共通する事項については「改定の必要なし」、地区の状況に影響を受ける項目については、さらに改定の必要性を検討することとし「改定の検討が必要」と整理した。

表 地域ルールの要綱及び運用マニュアルにおける改訂が必要な項目の整理（案）

要綱・運用マニュアルの項目	記載の要旨	検討結果	改定の必要の有無
地域ルールの目的	地域ルールを定めることにより、池袋地区の地域住民等と豊島区が一体となって駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりを推進することを目的とする。	東池袋地区も目的は同様	改定の必要なし
地域ルールの基本的な枠組	○地区独自の整備台数基準の設定 ○歩行者ネットワークに配慮した駐車施設出入口の設置抑制 ○駐車施設の隔地・集約化 ○フリンジ(集約)駐車場及び共同荷さばき駐車施設の確保 ○地区独自のまちづくり方策の具現化	「歩行者ネットワークに配慮した駐車施設出入口の設置抑制」については、現状で対象となる路線はないが、それ以外の枠組みは、東池袋地区も同様	改定の必要なし
地域ルールの適用区域	○池袋駅東口地区 ○池袋駅西口地区	東池袋地区を加える	改定が必要
対象駐車施設および対象建築物	○大規模建築物:敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は都市開発諸制度等※活用による建築 ○中規模建築物:敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 未満(都市開発諸制度等活用による建築を除く) ○小規模建築物:敷地面積 500 m <sup>2</sup> 未満	東池袋地区もその他の地区も土地利用や駐車需給バランス等は同様だが、データを確認したうえで判断することが必要	改定の検討が必要
駐車施設の附置整備基準【乗用車の駐車施設の附置】	1)整備台数 ア)地区独自の基準により算出した台数 イ)現況建築物の駐車需要に応じた台数 ウ)類似建築物の駐車需要に応じた台数 2)地域貢献による駐車施設の整備 大規模建築物においては、前項の規定によるもののほか、フリンジ(集約)駐車施設の附置に努めるものとする。 3)大規模小売店舗立地法の適用を受ける建築物の取扱い 大規模小売店舗立地法の適用を受ける建築物は、同法の基準に基づき算出される駐車台数を下回ってはならない。	1)、3)は、基本的な枠組みは池袋地区全体として同様とするのが妥当 ただし、駐車原単位については、東口地区と西口地区でそれぞれ定めていることから、東池袋地区でも独自に定める必要がある 2)は、駐車場の集約化は池袋地区全体としての方針であるため、同様とするのが妥当	東池袋地区の駐車原単位を定める

要綱・運用マニュアルの項目	記載の要旨	検討結果	改定の必要の有無
駐車施設の附置整備基準【貨物車の駐車施設の附置】	1)整備台数 ア)都条例に基づき算出した台数 イ)現況建築物の駐車需要に応じた台数 ウ)類似建築物の駐車需要に応じた台数 2)地域貢献による駐車施設の整備 大規模建築物及び中規模建築物においては、貨物車の駐車施設を附置するとともに、共同荷さばき駐車施設の附置に努めるものとする。	貨物車の駐車状況は東池袋地区もその他の地区も同様だが、データを確認したうえで判断することが必要	改定の検討が必要
駐車施設の構造等	1)乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設 ①駐車施設の構造等 ②バリアフリー経路の確保 2)貨物車の駐車施設 ※1)、2)とも、関係法令及び運用マニュアルに定める規定に基づき整備に努めている。	地域特性とは関係がないため、同様とするのが妥当	改定の必要なし
駐車施設の隔地・集約化	※駐車場を各地で確保する場合の考え方を記載 ※特定路線の設定	駐車場の集約化は池袋地区全体としての方針であるが、データを確認したうえで判断することが必要 なお、東池袋地区には特定路線の対象路線はない	改定の検討が必要
駐車施設における出入口の集約化	※駐車施設等の出入口の集約化の考え方を記載		
地域貢献策の実施	※地域貢献の考え方を記載	地域特性に応じた駐車施設の整備等となっているので問題はないが、地域特性を踏まえて追加する項目等がないか確認は必要	改定の検討が必要
地域ルールの実効性を確保するための方策	※委員会の設置や運用協議会の設置、検討や対策の実施について記載	東口地区と西口地区で運用のスキームが同じであり東池袋地区も一体的に運用した方が効率的であること等から池袋地区全体で同様の運用とすることが妥当	改定の必要なし
地域ルールの運用組織及び申請・審査の手続	※地域ルールの運用体制、審査の手続き等について記載		

### 3. 本年度の調査内容

#### (1) 調査項目について

- 前述の整理結果から、東池袋地区の駐車原単位を設定するために必要な調査を実施する。
- 調査は、東口地区、西口地区で駐車原単位を定めたときと同様に、時間貸し駐車場の利用者へのアンケート調査を実施する。
- なお、サンシャインパーキング（サンシャインシティの駐車場）については、平成28年度に調査を実施していることから、このデータを利用することとし、調査対象からは外すこととする。

#### (2) アンケートの目的とアンケート項目、調査方法

##### 【調査目的】

- ・用途ごとの駐車需要の検討等を行うため、駐車場利用者への聞き取りにより目的地などを把握する。

##### 【調査項目】

- ・目的施設（施設・建物名称、訪問先名称、施設種別（事務所、物販店、飲食店等））等

##### 【アンケートの調査方法】

- ・調査は、駐車料金の清算機付近に調査員を配置し、駐車場の利用者にヒアリングシートを用いて聞き取り調査を行う。

#### (3) 実施日と時間帯

##### 【実施日】

【平日】令和3年（2021年）11月2日（火）

【休日】令和3年（2021年）11月6日（土）

##### 【調査時間帯】7時～19時（12時間）

※駐車場の営業時間が調査時間に満たない場合は、営業時間内で調査を行うこととする。

#### (4) 調査票

- ・アンケート調査票は、東口地区、西口地区で駐車原単位を定めたときに実施したアンケートの調査票を踏襲することとする。
- ・アンケートは、その場で回答してもらうことから、調査票は受取り易さ及び回答の負担の軽減等を考慮して、設問は出来る限り必要な項目に絞った簡潔なものとし、調査票のサイズはA4サイズ1枚程度とする。
- ・なお、「タイムズステーション池袋」については、カーシェアリングおよび月極駐車場もあるため、これらの利用者は分析対象から除くこととし、調査票にこれを把握するための設問を設けることとする。

#### (5) アンケート調査を実施する駐車場

- アンケート調査を実施する駐車場は、アンケートの回収数（データの確保）の観点から、極力、収容台数の多い駐車場を選定することが望ましい。したがって、収容台数の多い順に、駐車場事業者に調査への協力を打診することとした。
- 結果、以下の駐車場でアンケート調査を実施することとする。

表 アンケート調査を実施する駐車場の選定結果（東池袋地区の時間貸し駐車場一覧）

営業種別 営業時間	駐車場名	住所	収容台数	
			自動車	自動 二輪車
時間貸(24H)	サンシャインパーキング	東池袋3-1-1	1800	-
時間貸(24H)	タイムズステーション池袋	東池袋4-25	212	-
時間貸(7~22)	サンシャインシティアネックス駐車場	東池袋3-3-5	120	-
時間貸(7:30~16:30)	K&C東池袋ビル駐車場	東池袋3-15-15	32	-
時間貸(24H)	UDBSパーク池袋第1	東池袋3-16-3	27	-
時間貸(24H)	SANパーク東池袋No. 3	東池袋4-26	23	-
時間貸(8:00~17:00)	正和ビル(正和駐車場)	東池袋3-12-12	20	-
時間貸(24H)	タイムズ豊島郵便局駐車場	東池袋3-18	5	-
時間貸(24H)	ル・パルク池袋駐車場	東池袋3-21	5	4
時間貸(24H)	コインパーク東池袋3丁目第2	東池袋3-20-10	4	10
時間貸(24H)	ユアー・パーキング東池袋第2	東池袋2-57-1	3	-

- のハッチングの箇所は、アンケート調査実施済みの駐車場
- のハッチングの箇所は、アンケート調査不可の駐車場
- のハッチングの箇所は、今回アンケート調査を実施する駐車場

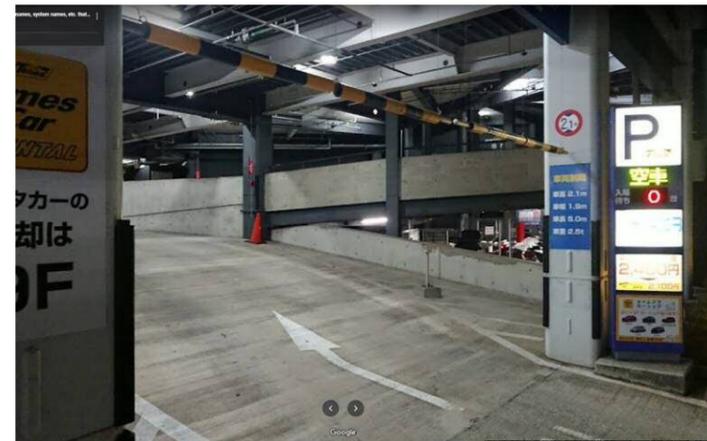
#### <アンケート調査の実施イメージ>





図 駐車場アンケート調査 調査対象箇所位置図

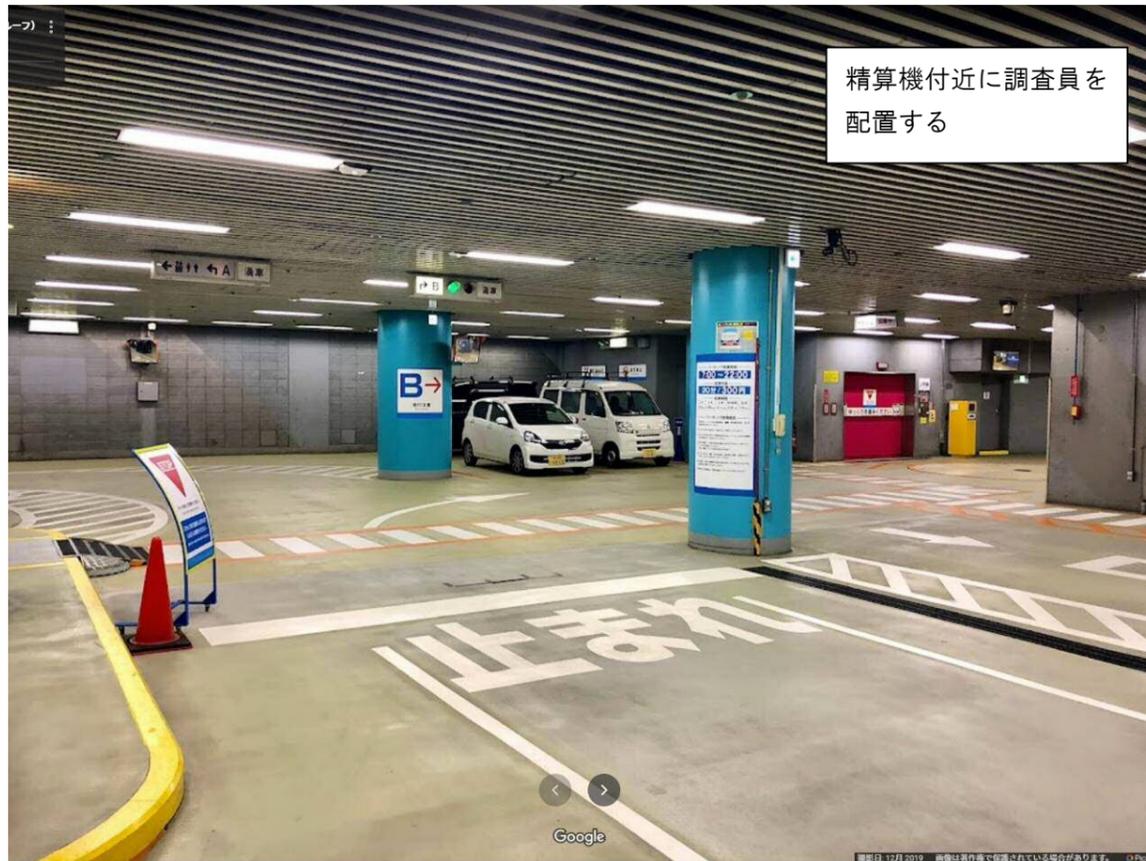
①タイムズステーション池袋 【212台】(営業時間 24H)



精算機またはエレベーター付近に調査員を配置する。  
自走式立体駐車場のため、各階に精算機またはエレベーターがあることから、複数の調査員を配置する。



②サンシャインシティアネックス駐車場 【120台】(営業時間 7:00~22:00)



③K&C東池袋ビル駐車場 【32台】(営業時間 7:30~16:30)



④正和ビル(正和駐車場) 【20台】(営業時間 8:00~17:00)



駐車場利用者アンケート調査 アンケート票（案）【表面】

駐車場利用者聞き取り調査 調査票

調査日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ \_\_\_\_ ）

回答者番号（ _____ ）		駐車場所（ _____ ）	
調査員からの質問内容		回答欄（調査員が聞き取り結果を記入）	
1	問：本日はどちらから いらっしゃいましたか。	____ 都 道 府 県 ____ 区 市 町 村 ____（〇〇町まで）	
2	問：主な目的地はどちらですか。	1) 目的地の種別（①～⑧の該当するもの全てに〇印）： ①事務所 ②飲食店 ③物販店 ④ホテル ⑤住宅 ⑥展示場 ⑦劇場・文化施設 ⑧その他 2) 施設名（店舗名など）： 3) 所在地・ビル名：	
3	問：本日はどのような目的で いらっしゃいましたか。 （①～⑩に〇印、または⑪に記入）	目的：①業務 A（打合せ等） ②業務 B（集配送等） ③建設工事 ④通勤・通学 ⑤買物 ⑥食事・喫茶 ⑦講演・観劇 ⑧習い事 ⑨趣味・娯楽 ⑩送迎 ⑪その他（↓下に記入） [ ]	
4	問：ご利用車種をお聞かせ下さい。 （①～④に〇印、または⑤に記入）	①乗用車 ②貨物車 ③自動二輪車 ④その他（ _____ ）	
5	問：予定駐車時間はどのくらい ですか。	____ 時間または ____ 分	
※聞き取り後、記入		調査時刻： ____ 時 ____ 分	回答者性別： 男性 ・ 女性
		回答者年齢：～20代、30代、40代、50代、60代、70代～	
		調査員名：	

駐車場利用者アンケート調査 アンケート票（案）【表面】【タイムズステーション用】

駐車場利用者聞き取り調査 調査票

調査日： \_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ \_\_\_\_ ）

回答者番号（ _____ ）		駐車場所（ タイムズステーション池袋 _____ ）	
調査員からの質問内容		回答欄（調査員が聞き取り結果を記入）	
1	問：本日はどちらから いらっしゃいましたか。	____ 都 道 府 県 ____ 区 市 町 村 ____（〇〇町まで）	
2	問：主な目的地はどちらですか。	1) 目的地の種別（①～⑧の該当するもの全てに〇印）： ①事務所 ②飲食店 ③物販店 ④ホテル ⑤住宅 ⑥展示場 ⑦劇場・文化施設 ⑧その他 2) 施設名（店舗名など）： 3) 所在地・ビル名：	
3	問：本日はどのような目的で いらっしゃいましたか。 （①～⑩に〇印、または⑪に記入）	目的：①業務 A（打合せ等） ②業務 B（集配送等） ③建設工事 ④通勤・通学 ⑤買物 ⑥食事・喫茶 ⑦講演・観劇 ⑧習い事 ⑨趣味・娯楽 ⑩送迎 ⑪その他（↓下に記入） [ ]	
4	問：ご利用車種をお聞かせ下さい。 （①～④に〇印、または⑤に記入）	①乗用車 ②貨物車 ③自動二輪車 ④その他（ _____ ）	
5	問：予定駐車時間はどのくらい ですか。	____ 時間または ____ 分	
6	問：本施設のカーシェアリング または月極駐車場をご利用 の場合は、該当するものに 〇をつけてください。	①カーシェアリング ②月極駐車場	
※聞き取り後、記入		調査時刻： ____ 時 ____ 分	回答者性別： 男性 ・ 女性
		回答者年齢：～20代、30代、40代、50代、60代、70代～	
		調査員名：	

<目的地 記入シート>

- 目的施設名等を裏面の回答欄に記入した上で、目的地の位置を地図上に★印でつけて下さい。  
※位置がわかる目的施設の場合は、施設の位置を記入してください(地図に書いてある場合は文字に○印)

